

元史以下、支那史籍に徴すれば、元朝以前既に蒙古に諸官制の備はれるありて、或は左右丞相の官あり、或は中書省あり、其他諸種の官名をも認むるを得と雖、實はこれ金の遺族又は漢人等か、自から其名を稱へ或は自國の官名を以て、蒙古人を稱したるものに過ぎざること、尙ほ之を他の時代同様の場合に於て認むるものと相同し、而して省部の制等もとよりいまたあらざりしなり、蒙韃備録に『韃人襲金虜之俗、亦置領録、尙書令、左右丞相、左右平章等官、亦置太師元帥等……皆金虜叛臣教之』と云へと黑韃事略には『其官稱或僭國王、或權皇帝、或郡王或宣差、諸國亡俘、或曰中書丞相、或將軍或侍郎、或宣撫運使、隨所自欲而盜其名、初無宣麻制誥之事』と云ひ徐霆また之に疏證して『韃人初未嘗有除授及請俸、韃主亦不曉官稱之義爲何也、……亡金之大夫、混於雜役、墮於屠沽、去爲黃冠、皆尙稱舊官』と云ひ、車を曳けるものと尙ほ運使、侍郎と稱するあるを記せるは、能く這般の有様を悉くせるものといふへし、されは驛站の管轄の如きに至りても、漠北時代にはもとより之を總ふるの官を置きたるか如きことあらざりしなるへく、たゞ便宜所在の達魯花赤（知事）の處理せし處なるへし（百戸一人のことは前述の如し）元朝に至りて漸次官制の定まるや、驛站は先づ中書省兵部の司とる所と定めしか、至元七年に至りて、諸站都統領使司を置きて之に改屬せしめぬ、都統領使司は至元十年通政院と改名し、大都即ち北京と上都との兩院に別れ更に二十九年江南にも分院を生ずるに至りぬ、然るに武宗の至大四年に至りて、通政院官の怠慢事を治せざるよりして、中書省の議によりまた兵部の所轄に歸しぬ、元典章兵部三驛站到、同年の聖旨をのせて曰く『站赤在前屬兵部管來、通政院官不用心拯治上頭、站赤眼生受有、如今休交通政院管、交兵部管者麼道』と、此ことは元史にも之をのせて『四年三月省臣言、始者站赤隸兵部、後屬通政院、今通政院怠於整治、站赤消乏、依舊命兵部領之』と